



Title	金融論の研究(6):銀行業への道
Author(s)	浜田, 康行
Citation	経済學研究, 38(3), 24-46
Issue Date	1988-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31804
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(3)_P24-46.pdf



金融論の研究(6)

—— 銀行業への道 ——

浜田 康行

我々は「金融論の研究(4)」で蓄蔵貨幣の形成・供給をみて、続いて「研究(5)」でそれへの需要をみた。もはや貨幣における所有と使用との間の矛盾は、貸借によって簡単に解決されるかのようにも思えるが、本当にそうであろうか。ここでは、生み出された蓄蔵貨幣が、果たしてそのまま貸付けられうるのか(第1点)。そうでないものがあるとしたら、その場合にはどんな工夫が必要なのか(第2点)。様々な蓄蔵貨幣をそれぞれ媒介する機能がどのように有機的に関連するのか(第3点)。以上3点を考察の焦点として、「金融論の研究(4)」で明らかにした蓄蔵貨幣へ再び帰ることにしよう。

第1節 Aグループ：準備金

これはイザという時のために保有するものであり、本来は手元に貨幣の形態で存在すべきものである。そうである以上、この種の蓄蔵貨幣は他人に貸しうるものではない。準備金とは、いつ生じるか分からない緊急時のための備えなのである。他方、貨幣を借りようとする側には動機にかかわらず使用の目的があり、その達成には一定の時間が必要なのであるから、借りた貨幣を貸手の都合で急に「返してくれ」と言われても、返せるはずがない。こんなわけで、準備金というものはそれ自体では機能していないという意味で遊休貨幣であるが、他人に貸付けうるものではないのである。

しかし、ここで準備金の考察を断念してしま

えば、「銀行業への道」の第一歩で、我々は挫折してしまうことになる。

準備金とは厄介なものである。我々の舞台にいたるのは資本家だが、彼らは別に見せびらかすために貨幣を所有しているわけではない。この貨幣は緊急時には企業の命を救ってくれる代わりに、企業が順調な間はいっさい役に立たないものなのである。

準備金はその保有者にいくつかの難題をつきつけている。第一に、それはしっかりと保有されねばならない。普段は無用であっても確実に保管されねばならぬ。第二に、それはいつでも第三者に対して支払えるように“準備”されていなければならない。つまり支払手段として通用する形態で保管されることが必要である。このような準備金は、利潤を生まない資本であるばかりか、その保有には一定の費用すらかかるのだから、いわばマイナスの「利潤」を生み出しているとも言える。だから準備金の保有者たる資本家の最初の努力はこのマイナスをいかに減少させるかにある。

準備金を貸すことはできないが、預けることはできるから、ここに保管の専門家が生まれる可能性が出てくる。これが、準備金を巡っての資本家の最初の努力の成果である。貨幣の保管業が成立する論理は、商業の成立のそれと同じである。販売には一定の費用がかかる。生産した資本家自身が商品売るよりも、第三者に任せたほうがコストが安く済むのなら、そうした方が資本家はトクだ。ここに商業の成立の可能

性が生じるのである。A・B・Cの各資本家が、Zという他の資本家に販売を委託すれば、販売費用はA・B・Cが個々に負担するよりも安くなる、というのがここでの道理である。

今、A・B・Cの資本家がそれぞれ適当な額の準備金を保有しているとする。これを個々に保管しようとするなら、前で述べたように一定の費用を要する。まず保管のための費用、そして第三者に迅速に支払われるように用意しておく費用が必要である。最も基本的なものをあげれば、金庫の使用料や安全装置の費用などがそれに当たる。もしこれらがある特定の一人に委ねたらどうか。この特定の一人はヨリ大きな金庫とより堅固な安全装置を必要とするだろうが、そのための費用は、A・B・Cの資本家各人が負担する費用の合計を下回るはずである。どれくらい下回るかはお客（A・B・Cら）の広がりにかかってくる。お客が多ければ多いほど、個々の資本家の負担するコストは安くなる。

他人の貨幣を扱う人類最初の商売は保管業・金庫業（金庫を製造する業者ではない）である。だがこれらの成立のためにはいくつかの条件が必要である。まず人々から彼が信頼されていないと認めなければならない。およそ他人の大切なものを預かるという場合、第一に求められるのが“信頼”である。これは彼の性格が良いとか悪いとかから来る問題ではない。経済学でいう信頼は、彼の物的・経済的状况によって決まってくるのである。猫にかつおぶしを持たせたらどうなるかは分かりすぎるほど分かっている。だから保管業をやるような人々は、まずお金に困っていないことが第一の前提となる。だから、この仕事をできるのは比較的富裕な人々に限られてくるだろう。そして次に重要なのは、この保管以外に彼が別の商売を行っていないということである。常にお金を出し入れしているような商売をやっている人に任せると、預けたカネまで使われかねないという心配が付きまとうからだ。これが保管業者自身に要求される条件、いわば主

体的な条件である。加えて客体的な条件というものもある。

保管業は、限られた地域、比較的狭い地域でのみ成立する商売である。その理由は二つある。一つは、自分の大切なものを遠くの見知らぬ人には預けられぬという心理的な理由。もう一つは、あまり遠くではイザという時のカネの出し入れに不便だという物理的な理由である。後者の問題は通信システム・送金システムの整備によって、今日では解消されてはいるが、抽象的な理論の段階では、それは言えないのである。歴史的に見ても、保管業・金庫業は特定の狭い地域内で比較的富裕な人々によって営まれてきた。それは最初から大きな金庫・保管設備を所有している人々、そして商人ではない人々、つまり貨幣の鋳造などを業とする人々によって、原始的には行われた。金匠や両替業である。彼らは貴金属を扱うので立派な金庫が必要であったし、彼ら自身は鋳造や両替を仕事とし、自分の商売でお金のお納（自らの勘定）を行うことはなかった。最初は商人達がいくばくかの使用料を支払って、彼らの立派な金庫に自らの準備金を置かせてもらうという形で、この商売・保管業は歴史的に登場してきたのである。

歴史家クーリッシュはマコーリを引用して金匠が保管業を営むようになった経過を次のように説明している。

「ウィリアム三世の治世、すなわち十七世紀末にはなお、古くからの土着のロンドン市民のあいだには、ロンドンのシティにはまだ一つも銀行がなかった時代の記憶が鮮明に残っていた。商人はそれぞれ現金を自分の手元に保管し、金庫を自分の家にもっていた。手形が提示されると、彼はそれを現金の鋳貨で支払った。しかし時がたつにつれて、商人のあいだに現金と貴重品の保管を金匠に委せる習慣がおこった。金匠の地下室は貴重品の保管に適していたのであった。」¹⁾

1) ヨーゼフ・クーリッシュ、松田智雄監訳『ヨーロッパ近代経済史Ⅱ』、東洋経済新報社、1983年、P. 33。

上の引用中で、「時がたつにつれて」商人達は自分の金庫でなく他人の金庫に依存するようになったとあるが、我々が知りたいのは「時がたつにつれて」という漠然とした説明でなく、何がきっかけとなってそうなったかということである。この点について、玉野井昌夫氏は次のように説明している。

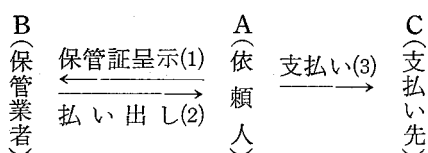
「すなわち、それまで市(シティー)の商人の鑄貨および地金を預託する場所として評判の高かったロンドン塔の造幣所(Royal Mint)が、このときのチャールズ1世の差し押さえによって信頼を失い、すなわち国王の信用ははなはだしく失墜し、この場所に代わって火災や盗難の恐れがない安全な場所を備えていた金匠が、金庫業者として広く信用せられるようになったというのである。」²⁾

また、有名な『ポンド・スターリング』という本を書いたフェヴァーは金匠が金庫業者になったいきさつを次のように述べている。

「金匠は、シティーの商人のなかで富裕かつ名望のある人々であった。彼らは日常の業務によって、地金市場に入ってくる貴金属や、国内および外国のさまざまなタイプの鑄貨の市場になじむことになった。彼らは自己の財産を安全に保管するための金庫をもっており、それを容易に他人の利用に供することができた。金匠の最初の銀行業務は外国為替の取扱いであった。彼らの預金業務はおそらく、近代の貸金庫会社と同じように、単に安全に保管して見返りに小額の料金をとるだけの、顧客の貨幣およびその他貴重品の保管業務から生じたのであった。金匠が預金を受け入れていたという最古の文書上の証拠は、1633年の年次が記載されたローレンス・ホアー(Lawrence Hoare)による1通の領収書のなかにあるが、この慣習はおそらくチャールズ1世と議会との戦争までは一般的にならなかった。」³⁾

次に保管を依頼する側の事情も考えてみよう。彼がなにがしかの準備金を保管業者に預けるときには、やはり「確かに預かりました」という保管業者の発行する文書、預かりの証明書が必要である。保管業者がいくら「富裕かつ名望のある人々」でも、そこは私的所有社会であるから口頭約束でおしまいということにはならないだろう。保管を依頼した側は、この保管証を保管し、イザというときにこれを持参して貨幣を受け取るのである。他方、保管業者の方は保管証が確かに自分の発行するものであることを確認し、かつ持参人が保管を依頼した本人であることを確認したうえで、これを引き渡すのである。これが保管業の原則である。しかし、商業の発展・その地域的な展開は保管業に一つの発展を要求するのである。

先に述べたように保管業はある比較的狭い地域内で成立する。これに対して商業世界の広がりは無限である。資本主義経済の発展とともに、ある地域で生産された商品は、遥かに遠いところで消費されるようになる。保管業の狭い地域性とこれを利用する商人・資本家の活動範囲の広域性がひとつの問題を引き起こす。例を示そう。



今Aが保管依頼人、Bが保管業者、CがAから支払いを受ける人という想定をしよう。Aが地域的に中に立ち、BとCがそれぞれ反対方向に位置するとする。保管業務の原則通りに事が進行するとすれば、まずAが保管証を持参してBに赴き(1)、貨幣の払い出しを受け(2)、これを持参してA地を通り越してC地に赴き、支払う(3)ことになる。これはAにとっては大変な手間であり、かつ時間を要することである。時間を要するということは支払いを受けるCにとっても問題である。さらにAが出張しており、その旅先で準備金を必要とした時など(つまり上の

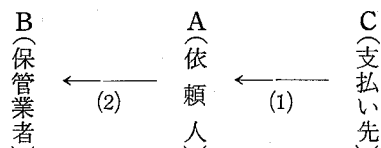
2) 玉野井昌夫「信用制度の史的発展」、『講座信用理論体系、II』、日本評論社、1970年、P. 14。

3) フェヴァー、一ノ瀬・川合訳『ポンド・スターリング』新評論、1984年、P. 118。

図でAがCと同じ場所にいる場合)さらに面倒になる。

問題は上記のような空間的なものにとどまらない。AがCに支払う必要の生じたときにBが閉まっている、営業時間中にないということも生じる。これらの問題に保管業はどう対応するか。

まず、空間的な問題からみていこう。



事の面倒さを解消する工夫は、預けた本人以外には払い戻さないという保管業の原則を緩めることである。例で説明しよう。CがAに出向き、Aから保管証を受け取る(1)。これをもってBに赴き呈示して貨幣を得る(2)。こうすれば、Aの手間は確かに少なく、かつCが貨幣を手にするのも早くなる。しかしこうした工夫には一つの「革命」が必要である。それは預けた本人以外の第三者に渡すということである。この「革命」はじつは簡単には生じないのであるが、これを可能にしたのが、預かり証への裏書という習慣であった。つまり、上の例でいえば、Cに預かり証を渡すときに、AがB宛のメッセージ“この証書と引き換えにCさんに私の準備金・預け金を支払い・払い出して下さい”を預かり証に書き込むのである。しかし、この裏書が出現してくるまでにはかなりの時間・歴史的経過を要したのである。

最初の預かり証は、まさに領収書のようなものであったと先に引用したフェヴァーは言っている。預かり金を引き出すとその金額が預かり書の裏面に記入され、保管証は残額の預かり金について引き続いて有効であった。これが裏書の原型である。

「まず第一に、顧客が金匠のもとへある額を預金すると、顧客に1枚の、もしくは、総額が預金額と等しい何枚かの適当な額の領収書が与えられた。……顧客は必要な場合には預金され

た一部を引き出すことができ、引き出しの記入は領収書の裏面になされ、顧客は残額を引き出すまでその領収書を保有することになった。」(フェヴァー、前掲書。P. 123)、ほぼ同じことをクーリッschellも確認している。

「かれらのもとに預けられた預金に対して、かれらは債務証書、いわゆる『金匠券』 Goldsmith notes を発行したが、のちに金匠が銀行家と呼ばれた十七世紀半ば以後になると、これも『銀行券』banker's notes と呼ばれた。預金額の一部分が引き出されると、金匠は債務証書にその旨を記入し、証書は残額について通用することになった。のちには、金匠によって一括の受領証をだす代わりに少額ずつの何枚もの証書が発行され、その総額が当該顧客の預金に該当した。預金者が購入した商品やかれに課せられた納付金(ディーンスト)の支払いをすまさればならなかった場合には、かれは価値の不足する削損された鋳貨を用いる代わりに、この金匠〔銀行〕券を利用して、これを債権者に渡したのであった。」(クーリッschell、前掲書、pp. 30~31)。

単なる領収書の裏書から領収書の裏書譲渡が生じるまでには一定の時の経過を要した。フェヴァーによれば、預かり証が指図人に支払われるようになったのは十八世紀の20年代であるという。金匠の預かり証の発生は、イギリスの初期の銀行業の研究家として著名なりチャーズによれば、十六世紀中頃である。また、現存する最古のゴールドスミス・ノートは1654年の日付になっている。したがって、金匠が預かり証を発行してから、その裏書譲渡までには100~200年がかかっている。そしてこの発展はもう一段の飛躍を用意する。その飛躍とは、裏書が廃止されて、持参人がいつでも支払いを受けることができるようになることである。こうして先に述べた時間的制約も突破されるのである。しかしイングランドでは十八世紀の末までは持参人払い証券は発行されなかったというから⁴⁾、こ

4) フェヴァー、同上書、P. 124。

の第二の飛躍にも長い年月がかかったのであり、資本主義の、そして信用制度の発展によってそれは初めて実現したのである。

我々がここで確認しなければならないことをまとめておこう。

諸資本の準備金の保管を専門とする業務・保管業が成立する。保管業者は預かった証拠としての預かり証を発行する。保管業者の側が発行する支払い約束証であるということが、次の出納金で述べる小切手との決定的な違いである。この預かり証は、元来、預かったものをいつでも返すということを約束した証書である。しかし、保管業の狭い地域性は商品経済の広域性と矛盾するようになり、この矛盾の解決として裏書譲渡、さらには持参人払い約束証が登場するのである。しかし、この発展は保管業・準備金の取扱いからだけでは出てこないのである。

そこで、保管が個々の資本家の手から離れて、ある特定の人物に集中すると何が起るかを、具体的な例をあげて考えてみよう。

今、10人の資本家が100万円ずつの準備金を持っていたとしよう。各資本家は100万円で緊急時に備えているのである。ここに11人目の人物が登場してくる。彼は誰よりも立派で安全な金庫を持っているので全員の準備金を預かることになる。これはもちろん有料であるが、その料金は10人の資本家一人ひとりが自らの金庫で保管するコストよりは安い。11人目の人物は金庫業者となり、彼の手元には1,000万円が集まる。彼は各人に100万円の預かり証を渡す。いざという時に各人は金庫業者のところへ準備金を取りに行く。場合によってはこの預かり証をそのまま支払いに利用し、被支払い人が金庫業者から貨幣を受け取ることもある。

さて、ここで注目すべきなのは「いざという時」が全員同時に生じることはあり得ないということである。例えば、交通事故が毎日おきているのは事実である。だからクルマの所有者達は万一に備えておかねばならぬ。しかし、クルマの持ち主全員が同時に事故に遭遇するわけで

はない。それと同じことである。仮に今日、Aが100万円を必要だとしても、しばらくして彼のビジネスが順調を取り戻せば、この100万円は再び金庫業者のもとに戻されるであろう。準備金とはそういうものである。次にBが準備金を引き出し、また元に戻す。続いてC・D・E…と同じことを行っていく。結局、金庫業者の金庫の中には最低限の金額が常に残ることになる。これが準備金を集中することの社会的効果である。それは保険制度の生まれる過程と同じである。この際の出動しない金額がどのくらいになるかは、その時の経済状況全般、預けている個々の資本家の業態によって様々であるが、熟練した金庫業者はこれがある程度まで見定めることができる。これが社会的集中による準備金の節約である。

肝心なことは、この節約は個々の資本家にはできないということである。金庫業者においてのみ可能なのだ。今、集中によって準備金は600万円あればよいとしよう。残りの400万円は常に金庫にある。しかし個々人はこの事実を見て、自分の準備金を60万円にすることはできない。いざという時、彼らはやはり100万円を必要とするのである。準備金を誰かから借りるという関係はまだできていない。その関係がどうやって出現するのかを我々は説明しようとしているのである。

400万円を余すのは、明らかに金庫業者のなせるワザであり、これは、彼が立派な金庫を持っているということに帰着する。しかし、金庫業者であるうちは、400万円はまだ金庫の中に留どまっているに過ぎない。彼は顧客から保管料を取り、この400万円をじっと見つめているだけである。飛躍はこの先に用意されている。

リチャーズに依拠して揚枝嗣郎氏は次のように言う。

「まず、第1段階は、ジェームズ1世(1566-1625)の頃までで、金匠(金銀細工師)本来の業務を行うかたわら、自己の貨幣の貸付け、すなわち personal money-lending や他人の貸

幣ならびに貴金属を安全に保管する業務を行うようになったことである。この段階では他人の貨幣の受け入れは、預金業務と言ええるほどのものではなく、金匠は、その貨幣の運用を許されず、貨幣は金庫または封印された袋に手を触れずに保管されていた。⁵⁾

第2節 Bグループ：出納金

日々の支払いを円滑に為すために、諸資本は出納金を持たねばならない。支払うためにはそこに貨幣がなくてはならず、そこに貨幣を存在せしめるためには、彼は事前にそれを受け取っていないなければならない。彼が行う支払いと彼に対してなされる支払いの時間的なズレが出納金という一時的遊休貨幣を生み出すのであった。

こうした出納金が、他人に貸すことのできないものであるのは準備金の場合と同様である。それは出たり入ったりする貨幣で、持ち主本人が頻繁に扱うものであるから、遊休するといっても極めて短期間であり、他の使用に供しうるものではない。だから出納金は貸せない。しかし、その取扱いを他人に任せることは可能である。やはりここに発展の糸がある。

さて、他人からの支払いを受けたり、逆に他人に支払ったりすることは一つの手間であり、コストや時間を要することは言うまでもない。取り立てにはそれなりの管理が必要である。“誰が”“いつ”“いくら”を自分に支払うことになっているかを常に認識しておかねばならず、催促も必要である⁶⁾。自分が支払う場合にも事務的な仕事があるのは同様である。そして、こうした出納の仕事は、すべて貨幣の保管の仕事

と結び付いているのである。保管業という専門家を生み出したのと同じ論理がここでも働くことになる。出納も専門家に委ねられる可能性を持つのである。貨幣の支払い・受け取りを一人の専門家に集中した方が効果的であるからだ。どう効果的なのか。それは次にあげる三点に要約されよう。まず、第一点として相殺が生じること。例えば、AがBに支払う必要があり、同様にBがCに、そしてCがAにという関係がXという一人の出納専門家に委ねられれば、“相殺”が生じ、すべての支払いは迅速に行われ、かつ貨幣の節約という社会的メリットも生じるのである。支払い・受け取りに関する仕事は専門性を要するが、この専門性から各資本家が解放される。これが第二点。そして、第三点は、支払い・受け取りには特別な設備が必要だが、個々人がこれを負担せずに済むということである。

出納業者としてある人が自立する。出納は必ず保管を必要とするので、出納業者は金庫業者を兼ねるようになる。

マルクスは保管業と出納業を兼営するものを貨幣取扱資本として『資本論』三卷一九章で考察している。「貨幣の払い出し、収納、差額の決済、当座勘定の処理、貨幣の保管などは、これらの技術的操作を必要とされる行為から分離して、これらの機能に前貸しされる資本を貨幣取扱資本にするのである。」(『資本論』(大月版、以下同じ)三卷一九章、P. 394)。

歴史的にはマルクスも述べているように、貨幣取扱業は主に外国貿易の必要から両替業と地金取扱業に付随して発展した。しかし、私がここで強調しておきたいのは、通常、貨幣取扱業として一括される保管業と出納業は理論的には分けて論ずべきだということである。それは、それぞれの業務を生み出す根拠となる蓄蔵貨幣の種類が異なっているからである。

さて出納が一カ所に集中すると何が起こるか。出納業者をYとすると、彼は諸資本に代わって受け取り、支払う。しかし、彼がAに代わってBに支払う場合、これを勝手に(Aの指示

5) 揚枝嗣郎『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会、1982年、P. 163。

6) 特に債権の管理に関しては専門の代行業が成立する。商業手形の使用が一般的でない欧米では、ファクタリングと呼ばれる業務が自立している。その多くは、銀行の子会社である。ファクタリングに関しては次を参照されたい。『欧米ファクタリング事情』金融財政事情研究所、1981年。

なしに) 行方わけにはいかない。Aは出納業者に指示しなければならない。受け取った場合も出納業者はAに通知しなければならない。こうした三者間の関係をすっきりさせるためには何らかの工夫が必要である。この工夫が支払指示書である。これは後に発展して小切手となる。先の預かり証が貨幣取扱資本の側の発行によるのに対して、小切手は預けた方が発行するのである。これは重大な相違点である。AがBに支払う場合、Aが指示書を書いてBに渡す。宛名は出納業者で、「Bに○△×の金額を支払ってくれ」と書くのである。Bは出納業者にこれを呈示する。出納業者は、確かにAの指示であることを確認し、Aの出納金をBに支払うのである。

小切手は、イングランドではランニング・キャッシュ・ノートという名称で出現したようである。

たびたび引用するフェヴァーは、「金匠は二つの異なった種類の勘定を開設していた」と言い、第一のものは先に述べた預かり金の勘定、そして第二のものについて次のように述べている。

「金匠によって当初から使用されたもう一つの種類の勘定は「ランニング・キャッシュ」と呼ばれた当座勘定であった。最初にあげた勘定と同様、この勘定のなかへ金額が払い込まれ、利子は貸方記入されたが、領収書や現金支払い約束書 (cash note) は交付されなかった。その代わり、預金者は望むままに、また望むときに書面で金匠宛に手形を振り出し、その為替手形 (draft) を現金で要求している彼の債権者に渡すか、もしくは、しばしば他の金匠のもとに設定している彼自身の勘定に払い込んだ。最初の頃は、銀行家は支払う前に、手書きの手形 (draft) に加えて、印章を彫った指輪のようなある種の証拠品を要求する事があった。」⁷⁾

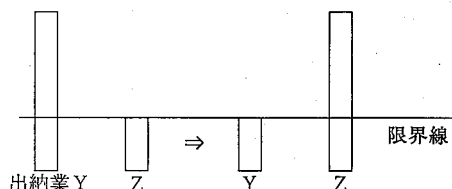
金匠の勘定が二種類あったというのは非常に重要な事実である。そして、この各々の勘定から預かり証と小切手という種類の違ったものが

生み出される。事情は日本でも同じで、江戸時代には為替商は預金者に預かり手形を発行する一方 (いわば金匠券の日本版) で、両替商に預金している人がその預金に対して振り出した振手形があったという⁸⁾。

そこで問題なのは、何故この二種類の勘定が同じ金匠・貨幣取扱業のもとに成立したのかを理論的に説明することである。

さて出納業者のもとで何が起きるかを考えてみよう。出納業者のもとには個々の資本家の出納金が大量に集まり、結局これが出納業者の手元で右に左に (つまりAの勘定に、あるいはBの勘定に) 動くのである。出納業者が世の中で一人なら、彼のもとにある貨幣量は、商品売買に必要な貨幣量の増加を除けば、一定である。しかし、出納も保管と同じで、依頼する側とされる側に一定の信頼関係がなくてはならず、地域的な制約の中で成立する商売である。歴史的に見ると出納業は、普通の事業家には特別に困難な機能が必要になった時、特に発展した。典型的な例で言えば、通貨の違う相手との出納、いわゆる両替の必要が生じたときである。歴史は出納業者の多くが両替業から発展したことを教えている。しかし、我々はまだそれを扱うことはできない。

さて、いくつかの出納業者が成立すると、ある出納業者のところには受け取りが集中し、他の出納業者は支払いが多くなるということが生じてくる。しかし、商業世界は相互主義だから、次のある時点では話が逆になっているだろう。ここで次のようなことが想定しうる。(下図)



8) 岡橋 保「為替会社切手について」、渡辺佐平還暦記念論文集『金融論研究』法政大学出版会、1966年、所収、P. 191。

7) フェヴァー、前掲書、P. 125。

つまり、どの出納業者のもとにも、これ以上出ていかないという限界点が生じるということである。出納業者YはA群の資本家の出納をすべて扱っている。今、A-1が引き出しても、A-2が払い込んでくる。ここに支払指示書が使用されていれば、実際に彼らから出ていくのは、他の出納業者からの請求分だけである。つまり、出納が集中されると、出納業者のキャッシュ=ボックスには出ていかない、“底だまり”部分が形成されるのである。そしてこの部分は、彼が出納業者であることによって初めて生じるのであり、個々の資本家には生み出しえないものなのである。

出たり入ったりの出納金は、個々の資本家のもとでは残高ゼロになることがある。むしろ、残高ゼロの状態にあることが理想なのである。もし、個々の資本家のもとで“底だまり”が形成されるようなら彼はこれを解消するように努力する筈である。底だまりはお金を遊ばせていることの証明でしかないからである。しかし、貨幣取扱・出納業者には“底だまり”をゼロにするという努力・誘因は生じない。そこで、問題は、この沈殿部分をどうするかである。出納業者がこの部分を貸付金として利用し始めた時、彼は銀行業に一步近づくことになる。といっても、この間には大きな飛躍がある。単なる出納業者が銀行業への第一歩を踏み出すためには何百年もの歴史を要したのである。例証として少しの間、歴史を見てみよう。

歴史上、“銀行”という名称こそ持っているものの、実体的には貨幣取扱業者であったものに、十七世紀のヨーロッパ各地に成立した一群の為替銀行がある。マルクスは言う「1609年のアムステルダム銀行も、ハンブルグ銀行(1619年)も、近代の信用制度の中で一時期を画するものではない。それは純粋な預金銀行だった。この銀行が発行した手形は実際にはただ預託された既鑄造または未鑄造の貴金属の受領証でしかなく、それがただの受け取り人の裏書によって流通しただけだった。」(『資本論』三卷、一

九章, P. 777)。

引用で「純粋な預金銀行」といっているのは、今日イギリスで「預金銀行」というのとは違って、ただ貨幣を預かるだけの機関という意味である。また、これら受領証が裏書によって流通するのは前に示したように、ずいぶんあとのことである。事実、これらの“銀行”は預かり、かつその預金にむけて小切手の振り出しを許すだけで、ほとんどと言ってよいほど、貸付けをしなかったのである。

次の引用をみられたい。

「猶、支払指図 assignatie of ordonnatie のでる際、預金残高以上の請求(過振 over disponeren) に対しては、その金額の3%の罰金が課せられ、当座貸越は一切認められなかったが、これもヴェネチアのリアルト銀行の規定をまねたものであった。」⁹⁾

「アムステルダム振替銀行は、私人への当座貸越等の貸付は一切行わず、又、手形割引も全くみられなかった。そして、毎年の貸借対照表でみる限り、預金に対して支払準備率は常に高く、ほぼ90%台を維持していた。従って、貸付は、例外的事例に属していたといつてよいであろう。

この銀行から最も巨額の信用供与を受けていたのは、東インド会社(アムステルダム・カメル Kamer Amsterdam) であった。」¹⁰⁾

この貸付を行わないという堅固な姿勢をこの銀行は約二百年間も貫いた後、アムステルダムの商業的衰退とともに歴史から消えていったのである。誰かから預かった貨幣を他の誰かに又貸ししてしまうという実に革命的なことを恒常的にやってのけたのが、イギリスの金匠=銀行であり、彼らをしてそうさせしめたのは資本主義の発展であった。そして、資本主義の発展は我々が「金融論の研究(5)」でみたように様々な他人の蓄蔵貨幣への需要を生み出すのである。

9) 石坂昭雄『オランダ型貿易国家の経済構造』 未来社, 1971年, P. 100。

10) 同上書, P. 110。

果たして、“底だまり”部分をどうやって貸付けていくのか、そこが焦点である。というのは、底だまり部分の分量は不確定だからである。

例で考えてみよう。今、各資本家から全部で1,000万円の出納金を預かり、その取扱いから底だまりの部分が500万円見当形成されるとしよう。いつも500万円あるというのではない。500万円ぐらゐを下限にある程度の金額が出納業者のキャッシュ・ボックスにあるということであり、いつでも正確に500万円あるというのではない。預かっている貨幣が各資本家の出納金である以上、底だまり資金の額は確定できず、一定のグレー・ゾーンがついてまわるのである。各資本家をとりまく経済的環境が順調ならば、底だまりは500万円を下らない。しかし、“事態の順調”は保証の限りではなく、また出納業者が複数存在する前提のもとでは、顧客が他の出納業者に乗り換えてしまうことを阻止できない。いずれの場合にも底だまり金は500万円を割り込むかもしれない、逆に言えば、出納業者の金庫から一時的にせよ500万円以上の貨幣が出ていってしまうことの可能性があるのである。もし、500万円の底だまりに安心して、これを全部貸付けている時、上のような事態が生じたら、出納業者はたちまち支払不能となる。出納金の性格から“底だまり”部分の形成はいえども、その額はある程度の範囲内でしか確定できないのである。この不確定性を補う何かがなければ、出納金の“底だまり”部分の貸付けという“革命”は円滑には遂行されえないのである。補うものとは一体何か？それが第1節で述べた準備金の残留部分である。

1,000万円を預かり、うち500万円を底だまりと推定して貸し出したところ一時的に510万円の支出要請があったとすれば、10万円ショートする。何の手も無ければ、このたった10万円のショートで出納業者の信頼は一挙に崩れてしまうのである。出納業者は保管業者でもあった。保管業者である彼には、諸資本の準備金が預けられ、このうちの一定量は常に保管業者の金庫

の中にあるのである。彼は今までこの準備金から形成される恒常的な残留部分をただ見つめていただけだったが、ここでもわかに準備金は輝きを増してくる。資金のショートした時にこの準備金から形成した資金に頼るのである。種類の違う蓄蔵貨幣の社会的な取り扱いから生じた二つの残留部分を有機的に結合させた時、銀行業の第一歩が始まる。銀行とは、貸し出す貨幣はもちろん、貸し出し業務の安定性を維持するための準備金をも他人の貨幣から形成するところに第一の特徴がある。銀行以外の資本がいつも個別的な存在であるのに対し、銀行業が最初から社会的な存在であり、最初から資本家的公共性を持ち合わせているのはこのためである。

貸し出しの元本は出納金の底だまり部分から、その準備金、すなわち銀行準備金は人々の準備金から出てくる。その際、準備金の代わりに銀行の自己資本が使われると考えることはできないのだろうか。それは無理である。銀行も資本として成立しているのだから、利潤率の制約を受けている。資本金で準備金を持つということは、普段は使わない資金を利潤率計算の分母に置くことになり、それは資本の規定に照らしても矛盾している。銀行の資本金とは、建物・土地・あらゆるファシリティ・機械類のことを指すのである。念のため。

さて、出納金の底だまりを利用して、どういう形態で貸付けるのか。最も普通なのは、支払指示書の過振りを許すという方法である。つまり100万円しか預けていない人に例えば120万円まで小切手を切らせるという方法である。しかし、底だまりには限界があるので、この過振りには必ず上限が設定される。顧客に認めた過振りの総枠が底だまりの総枠を越えないように設定される。

発展した状況下では、出納金は当座預金を構成し、支払指示書は特に「小切手」と呼ばれるようになり、過振りは当座貸越の形態をとる。当座預金が誰もができるものではなく、銀行を

出納業者に指定した顧客にのみ許されるのはこのためである。また当座貸越は、さらにそうした顧客の中でも特に信頼の置ける人々に対して、特別の限定を設けて提供されるサービスである。

さて、これまで準備金の保管は有料であり、出納の管理も有料であった。それぞれに、保管業者・出納業者が成立していたのである。ところが、両者が一体となり、底だまりを貸付けという、全く新しく、しかも以前には考えられなかった業務が発生した。底だまりの貸付けは、出納業のみではなしえないのであり、保管業と一体となって初めて出てくる業務なのである。前に述べたように、この二つの業務が一体となると、貨幣取扱業と呼ばれる。しかしそれだけでは銀行ではない。銀行になる第一歩は出納金の底だまり部分を貸し出し始めた時であり、このことは貨幣取扱業者の手元で種類の違う蓄蔵貨幣の取り扱いが社会的な連環を持ったときに生じるのである。だから銀行業は貨幣取扱業から出てくるのだが、貨幣取扱業それ自体が銀行なのでは決していない。

マルクスは次のように述べている。

「貨幣取扱業は、その元来の機能に貸借の機能や信用の取引が結びつくようになれば、もはや十分に発展しているわけである。」

(『資本論』三卷一九章, P. 339)。

「金融論の研究(3)」で述べたように、お金を持っていない人にお金を貸せば、これは金融であり、当然利子が生じる。当座貸越は立派な貸付であり、利子が生じる。貨幣取扱業がこの業務で利子を取るようになり、それで充分に商売になるようになると、まず出納料がなくなり、次いで保管料もなくなる。少なくとも貨幣の保管料は消滅する。今や貨幣取扱業はそれを利用して、自分の業務を行っているからである。今や貨幣取扱業は一方で費用を徴収し、他方で利子を得ている。しかしこれでは話がうますぎる。貨幣取扱業は、本来人々から預かったものを利用している。だがそれは保

管・出納の業務を逸脱している。この逸脱に消極的な態度を取ることも、顧客が貨幣の真の所有者である限り可能である。資本主義社会では所有権は絶対である。そこで妥協が図られる。保管料、出納金の管理料を下げる、ないしはゼロにする代わりに、中に立つ貨幣取扱業による所有権の侵害を大目に見る。これは明らかに双方の利益である。歴史は、このようなプロセス、つまり貨幣取扱業から銀行への発展のプロセスが、徐々に進行したことを我々に教えてくれる。

さて、一度保管料が無料になれば、今度はどんな少額の準備金も貨幣取扱業に集中する。出納金も同様で、管理費が下がれば少額のものまで貨幣取扱業に集まろうとする。むしろ効率を考えて少額の出納金の扱いを断るのは貨幣取扱業者のほうである。誰にでも当座預金が開設されるわけではないのである。貨幣取扱業者はこの商売を始めたことによって、ますます基盤を拡大する。そして貨幣取扱業は銀行業として社会において自立するのである。当然のことながら、銀行の発展は資本主義の発展の象徴となり、銀行家は資本家の代表的存在となる。彼は人々の尊敬を集め、紳士となる。もはや、彼は社会を蝕む高利貸しとは対極にある。銀行業は資本主義社会の拡大とともに発展する。

出納業から生み出される底だまり部分を、保管業から形成した不動の準備金を根拠に貸し出すこと。これが銀行への第一歩である。ついでに述べておけば、底だまりの性質からいってここでの貸付けは短期のものである。それはわれわれが「金融論の研究(5)」で分析した“貨幣の前貸”である。底だまりといってもそれは確定できるものではない。この不確定性をこれまた他人から預かった準備金が支えるのである。よく言われる銀行業の短期貸し原則はここから来る。しかし、それは絶対的な原則ではない。銀行業の対象となる蓄蔵貨幣が主に出納金である場合(特にイギリスの預金銀行など)にこの原則は全面に出てくるのである。出納金の取扱に

については、ひとたび銀行が決済機関を自己の内部に取り込んでしまえば、独占が成立するから、銀行は主に出納金を扱うということになりやすく、そのために“短期貸し原則”が全面にでるのである。次に述べる積立金の取扱については競争が生じるが、この競争に敢えて挑戦すれば“長期貸し”も銀行の提供する主要なメニューになりうるのである。

第3節 Cグループ：積立金

銀行は未だ完成していない。銀行業の完成は積立金の媒介によってなされる。

積立金は通常、長期に遊休する。それらが集められて、貸し出されるのが普通のケースである。積立金は準備金や出納金とは違って、人に委ねる必然性がない。安全という面を除けば、自分で持っていては一向に差し支えない。そこで、これを個々の資本家から集めるには利子の力がある。銀行はこれらに利子をつけて集め、そして期間と金額を調整して貸し出す。これは積立金について銀行が行う第一の役割であり、出納金の貸し出しを銀行の第一の機能とするなら、これは第二の機能であり、「寄せ木細工の役割」と私が呼ぶものである。今、1,000万円の一年間の借入需要があったとする。銀行はこれに答えるべく、Aの預金200万円を半年、その後Bの預金200万円を半年、さらにCの預金800万円を9カ月、あとの3カ月をDの預金800万円で埋めるといように与えられた課題を果たしていく。それはまるでジグソーパズルを解くようである。

しかし、それでも銀行はまだ完成しない。積立金の需給には特有の問題があった。「金融論の研究(5)」で明らかにしたように、拡大基金の使用や減価償却基金の取り崩しは一斉に生じる。景気のある一定局面において、資本規模拡大の欲求は一気に高まる。資本家階級の拡大要求が資本家の貨幣だけでは満たされない時がやってくる。この時の一つの解決法は、資本主義

の初期の段階では、非資本家階級の預金であった。しかし、それでは資本の自立はいつまでたっても達成されない。資本は資金の面でも旧支配者階級から自立しなければならない。

与えられた状況はこうである。今、1億の資金需要があるのに、資本家の持っている積立金は全部で8,000万しかない。しかし、これは預金ベースでの話である。銀行に預金されているのは8,000万しかないが、資本家の持っているものはこれだけではない。各資本家のポートフォリオを覗いてみれば、商業信用が一般的になっている段階では、そこには銀行への預金のほかに商業手形があるはずである¹¹⁾。それは自分の商品を売って得た手形である。そしてこれらの商業手形は銀行に集まってくる。なぜなら銀行は今や支払い・決済の仲介者だからである。手形は将来の貨幣を体現するものだが、それ自体は貨幣ではないから預金を形成することはできない。しかしそれは銀行の手元にある。

いま生じている問題は、資本としての貨幣の需要に対して、既存の積立金では応じきれず、その状況を資本家社会内部でいかに解決するかということである。この事態を放置すれば、需給関係から利子率は上昇し、それは結局、投資の停滞を招くのである。そうならないように資本主義の発展を導く道を探さねばならない。

銀行には現在ある程度の預金があるが、これでは需要に応じられない。よその銀行から借りるのもダメである。というのは、これは資本家社会全体で生じている問題だからである。空間的な解決の道（その他階級への依存）が閉ざされているとすれば、あとは時間を越えた解決しかない。銀行には現地点で預金はなくとも次々に来るべき将来の預金が集まっている。それは商業手形である。銀行に取り立てを求めて、そ

11) 商業信用があまり発展しなかったアメリカなどでは、存在するのは帳簿上の売掛金である。この場合でも銀行が諸資本の出納者になっていれば売掛金も銀行の手元にあると言いうる。本文では話をわかりやすくするために、商業手形の一般的存在を前提にしたまでのことである。

れは集まってくる。銀行は出納業者だからである。しかし取り立てられれば、預金を形成する可能性は高い。特に商業手形中に積立金部分が含まれていれば、この可能性はさらに高くなる。そして問題はこの将来の積立金を現在に生かせないかということである。これは何だか途方もないことのようにであるが、実は、我々は既にこれと近い事象を「金融論の研究(1)」及び「(2)」で経験しているのである。そこで少しの間、商業手形に戻ろう。

商業手形というのは、振出人から見れば、将来のある一時点にならなければ、貨幣が手にはいないのだが、商品をいま手に入れたいという動機のもとに振り出される証券である。言ってみれば、手形で「買う」ということは、貨幣を先取りすることである。別言すれば、未来の貨幣に橋を架けているのが手形である。こういうことが未来の預金に関してもできないかどうか考えてみよう。

4月1日にAが銀行に借入にくる。彼は設備の拡大を目指しているが、自己の積立金では不足なのである。こういう時は、銀行も資金が不足している。しかし銀行は将来の預金を予知できる。どうやって？ 彼は諸資本の出納係として多くの商業手形を扱っている。彼のところには、取り立てのため、多くの手形が持ち込まれている。彼は出納業者だからである。ある資本家Bの持ち込んだ手形(支払い人・振出人をCとする)は5月1日に満期になる。そしてその一部をBは預金する。特にここで問題なのは、長期の預金となる積立金であるが、こういうものが主に手形中に潜在していることは、商業手形の広範な流通を前提とすれば明らかである。すなわち銀行は4月1日に貸付けうる貨幣を持たなくとも、5月1日にはそれを持ちうる。こうなる可能性は極めて高い。というのは、問題のBの持ち込んだ手形は既に銀行のもとにあり、銀行自身に取り立てが依頼されているからである。この手形の中にある積立金部分を独立に取り出し、現在に生かせないか？ さて一般

に将来の貨幣を現在に引いてくるのが手形であるが、ここでは将来の貨幣が既に手形の中にあるので、話は少しややこしい。商業手形の場合には、将来の貨幣は借り手の商品の中に潜在していた。一番手っ取り早いのは、銀行が預かっている手形(Bが受取人になっている)でAに貸してしまうことである。しかし、それには難点がある。一つは、Cの書いたB宛の手形をBにもCにも直接関係のないAに貸すのは、仲介者の機能を逸脱しているからである。第二に、手形金額の全部が積立金になるわけではないからである。ではどうするか？ Aに貸そうとしているのは、つまり将来の貨幣を現在に引き出そうとしているのは銀行・仲介者であるから、ここでの唯一の解決策は、銀行が自ら手形を書くことである。つまり商業手形に代わって、銀行業者の振り出す手形を出すことである。「私は、ほぼ確実に将来の一定日(5月1日)までに預金を集めますが、今はないので代わりに手形を出します」というわけである。本当にそんなことができるのか？

ここで考えなければならないのは、銀行の出す手形は商業手形一般よりも流通性が高いのかということである。商業手形の場合は、根拠となるのは信用の受け手が扱っている商品(近い将来に販売が予定されている)である。銀行手形は、銀行に持ち込まれている商業手形、ないしは銀行が管理している売掛金である。すぐわかることだが、商業手形や売掛金は貨幣と商品の中間にある。それは、既に売れた商品であり、まだ売れない商品よりは貨幣に近い。だから、銀行手形がつなぐ将来の貨幣への橋の長さは、商業手形のそれよりも短いのである。つまり、銀行手形は、商業手形に比べてより確実なものを根拠に発行されているのである。だから、一般に銀行手形は商業手形に比べて広範な流通性を持つのである。たとえ発行する銀行の資本としての規模が小さくても、そうなのである。上に述べたことは銀行手形の内在的性質にかかる問題である。

そしてこれに外在的要因が付け加わる。それは銀行が既に、私が銀行の第1の機能、第2の機能と呼ぶものを営んでおり、資本主義社会の公共性を代表する存在になっているという事情である。手形の流通性を支える最大の外在的要因は、この手形を誰が発行し、誰が払うのかということである。この点、銀行は既に文句のない存在になっているのである。

話を先に進めよう。5月1日に1,000万の積立金が預金として集まるとすれば、5月1日以降支払いの期限付き銀行手形が4月1日に振り出される。これをもってAに貸付けられる。だから、ここでは商業手形の一部分に銀行手形がとって代わったのである。そして重要なのは、どちらも期限付き手形（5月1日の期限）である。銀行手形には、元の商業手形への信頼に加えて、銀行業者自体の信用が付加されている。とって代わったからといって、これを手形割引と混同してはならない。手形割引は、Aが自分宛の手形を持ち込んで自分が借りるのである。この場合はBを支払い人とする手形を根拠に銀行がAに貨幣を貸すのである。AとBは銀行を中にはさんで両側にいるのである。

手形割引は「金融論の研究(5)」で述べたように、貨幣の前貸し・銀行の短期貸しの1形態にすぎない。手形割引が発生するメカニズムは銀行券のそれとはまったく別である。しかし、銀行券がひとたび発行されればそれは手形を割り引くときにも使用されるので、ここで初めて商業手形と銀行の発行する手形が会合するようにみえる。通説はここで誤ったのである。

さて、期限付き銀行手形は商手形よりも流通力が高いとはいえ、それは期限付きであって、貨幣そのものの代わりをすることはできない。「今はないけれども、将来の一定時点になれば貨幣はあるから、それまでこれを使って下さい」と言っているのである。受け取った方のAの事情を考えてみよう。A（借り手）は、それをもって事業の拡大をするというのが前提であるか

ら、その用途は、固定資本・流動不変資本・可変資本のいずれかの購入である。

ここでの一つの前提は、Aの商業手形ではこれらを買えないということである。だからAは借りる必要があるのである。商業信用の前提は将来売れる商品の存在であるが、拡大に必要な資金の部分については、Aの手許に手形発行の根拠となる商品はない。それはこれから生産されるのである。だから彼自身の手形ではダメである。さて、銀行手形はどうであろうか。これは、C（振出人）という人の商品に依存しており、さらに銀行の集める預金に依存している。

結論をいえば、固定資本・流動不変資本・可変資本のうちの前二者については、期限付き銀行手形で買いうる。というのは、売り手が資本家だからである。売り手が支払いを待てるかどうかは、売り手の“追加資本”の具合による。売り手が追加資本を持っていれば（我々の前提はそうである）、Aは自分の振り出す手形では買えないが、銀行手形なら買える。もちろん銀行手形が理論の想定通りに発行されていればの話である。商品に基づいた手形は一般的には受け取られる。しかしここに問題がある。Aを経由して受け取る方をDとすれば、DはAを知っている、BもCも知らない。この手形はCが自分の商品売って得た貨幣でBに支払うことを予定して出たのであるが、それをAから受け取るDはBもCも知らないのである。そこで社会的によく知られた銀行が自らこのギャップを埋める必要があり、その方法は自らの名前で手形を出すことである。期限付きとはいえ、銀行自らが手形を発行する必然性がここに初めて生ずる。それは銀行券への第一歩である。

不変資本の場合はこれで済む。ところが、可変資本ではこうはいかない。労働者は賃金で生活必需品を買う。そうしたものを銀行手形で買えるようになるのは、まだ先の話なのである。だから可変資本の場合は明らかに問題が生じている。労働者は普通、賃金を“期限付き”手形で貰っても困るからである。しかもAがどう使

用するかはAの勝手であり、事前には確定できない。そこからさらなる工夫が必要となってくる。すなわち、期限付き銀行券よりも先に進んだ形態が必要なのだ。期限付手形を受取人の使い勝手のよいように発展させるのには二つの方法しかない。一つは額面を小さくすること。そして決定的なのは期限をみじかくすること。問題は后者で、この方向をどこまでも追及していけば、期限ゼロ、つまりいつでも貨幣に交換する手形・一覧払い手形の発行ということに帰着する。手形は信用取引の産物であるが、いつでも貨幣と交換するというのは信用ではない。およそ時間のない信用など有り得ないからである。この対立は今や解消されなければならない。

5月1日を過ぎれば、銀行には預金として貨幣が集まってくるから問題はない。Aは労働者に払う場合、貨幣に換えて払ってもよいし、労働者がそれをやってもよい。問題は4月1日～4月30日の間である。この期間においても貨幣と同様という資格をこの手形に付与しようとするなら、この期間中でも貨幣と交換できるという約束をする以外にない。この約束によって、“期限付き”の期限がなくなることになる。結局、いつでも貨幣と交換できるという手形を出すということになる。それしか解決の方法はないのである。しかしその約束は積立金の媒介機能のどこからも出てこない。(積立金は5月1日になって出てくるものである。)だからその根拠は他から求めなければならない。つまり、いつでも交換できるといっても、4月1日～4月30日までとそれ以後では手形の支払いの根拠のつけ方に相違のあることを見逃してはならないのである。

銀行は期限付き手形ではなく、一覧払い手形を出せるかどうか、ここが焦点である。呈示されたらいつでも支払うというのが一覧払いであるが、実は銀行はこれと似たものを既に発行している。それは、第1節の準備金で述べた保管

証券・金庫証券である。保管業が銀行によって把握されれば、諸資本が預けた準備金に対して発行される預かり証は、いつでも貨幣と交換するという一覧払い銀行手形とほとんど同じものになる。違いは、保管証券の場合には請求に来る本人が事前に預けていることである。だが、ここで銀行が出そうとしている一覧払い手形は受取人・請求人が事前に預けているのではなく、他の誰かが将来預けに来るものである。だから、唯一の問題は4月1日～4月30日の間についてである。4月30日以前に、もしこの一覧払い券を持って銀行に請求にきた時、何によって対応するか、何を根拠に対応できるのが最大のポイントなのである。

さて、答えを出す前に、一覧払い手形について一般的に考えておこう。いつでも貨幣に交換できる証券とは一体何か。それは保管証と同じである。貨幣を持つことはリスクであり、費用もかかるから、交換が保証されている限り、是非とも貨幣が必要という場合を除いて、普通は交換にはいかない。つまり、一覧払いというのは、いつでも交換できるということであるのだが、反対に考えれば、いつまでに交換しなければならないという制約もないことになる。一覧払いは期間がゼロであると同時に永久でもあるのである。一覧払い手形が貨幣に交換される可能性は、普通に考えられるほどは高くない。発行元の信頼が揺らがなければ、交換がなされるケースは次の二つくらいだろう。一つは、一覧払い手形の発行元の知名度が届かないような他の地方に向かって支払われる場合。もう一つは、極端な場合で、外国に支払われる場合である。後者については、まだ我々の考察の舞台に入っていない。

答えを出そう。4月1日から4月30日までの間の返還請求—それは余り多くない—に対応するものは各資本家の準備金の集中管理によって形成された銀行の準備金である。準備金は出納金の底だまりの貸し出し(銀行の第1の機能)の考察で既に一つの役割を果たしていた。それ

を銀行の支払準備金と呼べば、ここでの新たな役割は兌換準備金である。同じ準備金に二つの役割が負わされるのである。さらに対外取引を考えれば、これに世界貨幣の準備金という第三の役割が付け加わるが、我々の前提ではまだ出てこない。

ここで発行された一覧払い銀行手形について考えてみよう。それは、本来一覧払いではない。持参人払い（借り手のAが誰に払うか不明なので普通は持参人払いとなる）の期限付き銀行手形である。4月30日までの期限を埋めるために、銀行が他の種類の蓄蔵貨幣の取り扱いによって生み出した準備金を利用して（それをベースにして）期限を克服したものである。それは、期限付き銀行手形（商業手形の一部を代行したもの）プラス特定期間の貨幣の交換証の合体したものである。これが銀行券である。

銀行券の本質については論争があった。ある論者は銀行の発行した手形と言い、また他の論者は金との交換証であると言う。これらの見解は銀行券のそれぞれの一面を強調しているに過ぎない。預かり証の貸付けられたものが銀行券であるという、よく聞く言い方にも問題がある。というのは、預かり証がなぜなにも預かってないのに発行されるのか？ 言葉を変えて言えば無準備の銀行券がなぜ、いかにして発行されるのかを説明していないからである。

岡橋保氏は日本の明治期における為替会社の発行する金券を銀行券の先行形態であると規定して次のように言っている。

「けれども預かった貨幣（正金）を貸付けることによって、預り手形がもはやその預金による裏付けのないものとなってくると、貸付けはたんに預かった貨幣だけにとどまらず、さらに貨幣を支払うことを約束した預かり手形そのものまで、利子をとって貸付けられるようになってくる。そうしてそのような預り手形は、また、通貨として機能するのに便利のように、金額も少額の端数のないものになってくる。」（岡橋保、前掲論文、前掲書所収、P. 225）

銀行券の原型を小切手ではなく、保管証にみるというのは正しい指摘である。しかし、それは事実の半分である。そして残りの半分が不明だと、預かってないのに預かり証が出る、氏の言葉を借りれば「預金の裏付けのない預かり手形」がどうして出るのかを説明できなくなり、ただ、「出る」という事実を強調することになってしまうのである。

以上の説明から明らかなように、銀行券の流通根拠は二重である。5月1日以降は銀行には預金が集まっている。だから、一つの根拠はこの預金である。将来、この預金が集まるということが、基本的にはこの銀行手形の流通を支えている。そして、預金の回収に銀行が失敗したときは、ここでも準備金が登場する。しかし、それは銀行にとってあってはならないことである。商業手形の流通根拠が、将来の商品の実現であるように、銀行手形の流通根拠は銀行による預金の握把である。およそ手形とは将来の貨幣を現在につなぐものであり、その将来の貨幣が出てくることへの信頼がすべてを支えているのである。アテにしている預金を銀行が把握できるかどうかは、保管業・出納業から始まる彼の銀行業務にかかっている。諸資本の保管・出納を管理している彼の状況が優れていればいるほど、将来の預金回収の可能性は高くなるのである。ここですでに、出納金を扱った際の銀行の機能と積立金の先取り貸し出し機能とが有機的に関連していると見ることができる。

第二の有機的関連は、準備金との間にある。4月1日と4月30日の間では、諸資本の準備金の集中管理から形成された準備金物が言う。これが銀行券の第二の流通根拠である。銀行券をただ見てみると、この「いつでも交換する」ということが、流通根拠の前面に出てくる。それは確かに当面の流通根拠であり、よく目に見えるものである。しかし、銀行券そのものは銀行の発行する手形であり、手形である以上期限のあるものを原型としているのである。これに、銀行が別のところで発行している保管証券

を合体させ、手形から本来あるべき期限を消してしまったのである。既に述べたように、兌換の可能性は案外少ない。貨幣流通が金属流通から紙券の流通へと発展していくことは一つの歴史的傾向である。発行元の信頼が確実なものなら、いつでも貨幣に換わるという紙券は貨幣の代理物として流通する。貨幣それ自体は死重であり、それを節約しようという力が働くからである。また、仮に流通必要最低量を国家紙幣が占めているという発展した状況を想定しても、資本主義が発展し流通必要貨幣量が拡大しつづけるなら、その拡大した部分に発行された銀行券ははまってしまうことになる。銀行券は、「いつでも支払う」という約束の故に、いつでも支払わないで済む可能性があるのである。銀行にこのことを教えるのは、本来は貨幣の預かり証である金庫証券がそれ自身で流通し、なかなか返還請求に出来ない事実である。兌換が起こるのは、発行人の信頼が揺らぐ場合を除けば、所持人がどうしても貨幣を持ちたいという非経済的理由によるものか、支払いの宛て先が当該銀行の信用の及ばない地方にある場合である。銀行は、経験的に自分の発行した一覧払いの銀行券がどのくらいの率で当面の間（我々の例では4月1日～4月30日）に戻ってくるのかを知っている。また、この確率を減少させるための工夫も考案される。それは、銀行券を少額から高額まで数多く揃え、しかも“貨幣”として使いやすいようにラウンドナンバーにすることである。このような工夫によって、兌換を防ぐことができる。

さて、この準備金を利用した将来の積立金の先取りともいうべき一覧払い銀行券は一体どれくらい出せるのかというのが次の問題である。まず、これは手形であるから、それは将来の貨幣を現在につなぐものである限り、将来の貨幣の分量、要するに銀行が把握できる預金によって、まず第一義的に決まってくる。そして、どのくらい預金を把握できるかは、銀行がどのくらい諸資本の出納係として活動しているかにか

かっている。一見、利益の薄い当座預金業務が大切なのはこのためである。銀行は常に自らを支払い・決済の中心に据えようとしているのである。これは銀行にとって二重の意味がある。一つは出納金の底だまり部分を形成し、それを貸付けること。第二に将来の預金の把握を円滑にすることである。

そしてもう一つの発行限度がある。それは空白期間（預金のない期間）を埋めるための準備金の額である。さて、この期間中に銀行券が兌換によって戻ってくる可能性はそう高くないと先に述べた。いま準備金が100万円で、当該期間中に銀行券が兌換で銀行に返ってくる確率が5分の1とすれば、500万円までの銀行券が発行可能である。（もっとも準備金は他の業務のベースでもあるから、このためだけには使えない。）しかし、500万円までの預金が5月1日以降に集められての話である。要するに、預金が発行の最高限度を示し、準備金の額×兌換率の逆数が当面の発行可能額を示すのである。預金の回収に失敗すれば、銀行は準備金そのものを貸付けてしまったことになり、重大問題となる。というのは、準備金は銀行の第一の機能において既に銀行の支払い準備としての役割を担わされているからである。これが減少することは、銀行が出納金の底だまり部分を短期に貸し出すという機能（私の言う銀行の第一の機能）に重大な支障をきたすからである。だから、ひとたび先取り形態の銀行券を発行してしまえば、預金を集めることは銀行にとっての死活問題となる。

銀行券は一度出してみれば、便利なものであることがわかる。しかし、それは危険も含んでいる。準備金より多く出すことができるが、それにはリスクも伴う。発行額には十分な注意を払わなくてはならぬ。さらに貸付先の使い道にも、銀行は関心を示さなければならない。もし準備金以上の兌換請求が来た場合には、銀行は手持ちの有価証券を処分してこれに対応しなければならない。準備金が第一線の準備であるとすれば、銀行のバランス＝シートにある総ての

有価証券が第二線の準備になる。いつも銀行は第二線までの準備を持っているのである。とはいえ、この資産も多くの場合には自分のものではないのだが。銀行券の発生根拠は以上であるが、それがひとたび発行されると、銀行の様々な業務に利用されることになる。例えば、準備金の預かり証として、あるいは出納金を貸付ける際の当座貸越に代わる手段としてである。そしてこのことが銀行券の本質を見えにくくする。そうでなくても、銀行券は銀行の振り出す持参人払い期限付き手形と貨幣の預かり証の合体したもので、という分かりにくさを持っているのである。さらに銀行券はあらゆる銀行の貸付けに際して発行されるようになる。このことは銀行券の発行限度というものも分かりにくくする。銀行にとって、準備金も出納金の底だまりも、果ては自己資本のうち貨幣として金庫に残っているものも、すべて一緒になって“手持ちの貨幣”となり、銀行の準備金となる。この貨幣で一体いくら銀行券が出せるのかという大枠の計算が、経験をもとにしてなされることになる。そして、このことに蓄蔵貨幣の種類をキチンと別けて論を立てない俗説が反映して、様々な信用創造理論を生むことになった。信用創造理論への批判は後の課題である。

結局のところ、銀行に発行限度を教えるのは難しい。初期アメリカの銀行の歴史がこのことを教えている¹²⁾。先に述べたように、銀行券は

消費にまで使われるようになる。それはいつでも貨幣に代えられるのだから、貨幣の化身を持っていることになり、事実上、貨幣として機能することになる。貨幣・通貨を管理するのは国家だから、ここからついに発券統一の問題が出てくるが、これも後の課題である。銀行券の発行とインフレ・発券統一の問題は次の「研究(7)」で詳しく述べる。後の課題である。中央銀行の本質は三つあるといわれるが、私の考えでは、まず出てくるのが「銀行の銀行」である。これは出納金の媒介から出てくる。次に積立金の媒介から「発券銀行」が出、最後に「国家の銀行」が出てくる。

ようやく我々は近代的銀行業の完成体を見ることが出来る。①準備金の集中管理から自らの準備金を形成する。②これを利用して出納金の底だまり部分を短期に貸付ける。(銀行の第一の業務)。そのために銀行は積極的に諸資本の出納業者でなくてはならない。支払い・決済の中心に自らを置くのである。①に関しては銀行券の原型の一形態であるいつでも貨幣に交換する証券を発行する。②では、当座預金と小切手システムが発生する。③積立金では、まず既に積立金として形成されている分については、それらの間に立って、期間と金額の調整をする。(銀行の第二の機能、資金仲介機能)。さらに進んで、将来の積立金についても、銀行券の発行によって、これを先取りする。(銀行の第三の機能)。この第三の機能の基礎を、①の準備金の保管者としての機能と、②の出納業者としての機能が、まさに有機的に支えているのである。要するに諸資本の準備金を預かり、出納金を管理し、諸資本に銀行券をもって将来の蓄蔵貨幣を用立てるもの、それが我々のいう近代的銀行なのである。

《補足1》積立金を巡ってのその他金融機関との競合について。

換する約束さえもなかったのである。」(M. G. マイヤーズ、吹春寛一訳『アメリカ金融史』、1979年、日本図書センター、P. 92。)

12) 「大抵の銀行特許状が貸付に対してほとんど制限をもうけておらず、銀行券を要求次第、正貨で償還するという通例の義務以外に、準備金には何らの条件もなかった。銀行業務の水準は高いものではなかった。銀行は、彼等の貸付の大部分を預金よりもむしろ銀行券の形態で行い、また彼等の銀行券は流通手段の大半を構成し、小取引さえも埋め合わせていた。1813年に至ってはじめてニューヨークの法令は、額面1ドル以下の銀行券の発行を禁止した。「銀行札片」(“bank rags”)——貨幣の代りに、種々雑多の割引率で流通した——については、多大の不平不満があった。多くの銀行は自分達が兌換できると言うよりもはるかに多量の発券を行ない、銀行の一部は日付をずらしていたので、ある程度将来に至るまではそれらを兌

積立金は一度、現実形成されてしまえば、それをどう保持しようと持ち手の勝手である。しかし、持ち手（積み立てた本人）は一定の制約の中にいる。積立金それ自体は資本の死重であり、利潤を生まないから、資本はこれをとにかく有利に運用しようとする。少しでも利子が取れば、死重は軽くなる。さて利子をとれる可能性は二つである。まず銀行に預けること。準備金や出納金はおのずと銀行に集まってくるが、積立金は利子を付けなければ集まらない。それは積立金の性質から来ている。第二の可能性は、仲介者を置かずに、直接貸すことである。しかし後者は、担保などに関する法的な整備がなければならず、また期間と金額の調整という問題を貸手と借り手が単独に処理しなければならないという問題がある。したがって、企業間で仲介者なしに金融が成立するのは、大企業とその下請け企業とか、あるいはかなり発展した企業社会を前提にしている。だから我々は前者に戻ろう。仲介者は銀行に限らないというのがここでの論点である。銀行券の発行ということは、保管係であること、出納係であることが密接に結び付いて展開するが、私が第二の機能としてあげたもの、すなわち貸手と借手の間に立って遊休貨幣の期間と金額を調整する機能はそれ自体、他の機能と関連を持たないのである。だからそれ自体は自立して展開しうる。ここに銀行以外の様々な金融機関が存在しうる根拠がある。このことは次節でみるその他階級の預金についても同じことが言える。

＜補足2＞信用創造について

銀行の本質を以上のように見ないと信用創造という手品を認めることになる。銀行券の本質を正しく理解しないで、ただ準備として持っている貨幣の量と発券高との関係だけに目を奪われてしまうと、確かに銀行は持っている貨幣の何倍かの発券をしているということだけがみえてくる。100しか準備していないのに、500出せば、400は信用創造だというのである。ここでは、将来の預金回収と発券との関係が見落とさ

れているから、事態は逆転して、銀行は100預金を集めると500まで銀行券を出せる。銀行券を出すとは、銀行が貸すことであるから、100の預金で500まで貸せるということになる。ここに一つの落とし穴がある。

銀行券で将来の積立金を先取りして貸付けるということは、銀行にとってどんな意味があるのか。それは無利子の預金を貸すということである。将来の預金は将来のものであり、現在に利子は生じないが、貸付は現時点であり、利子が生ずる。このことは銀行の収益を飛躍的に高める。銀行が単なる利ザヤ商売ではないということは充分認識しておくべきである。銀行がなぜ、それ自体では儲からない金庫業や貨幣取扱業をやるのか。その秘密はここにある。それ自体は儲からなくとも、儲かる仕事の基礎になっているのである。もっとも、銀行が銀行券をもって積立金を先取りするというのは、各資本が自己の拡大資金以上の資金を必要とする場合である。そしてこのような状況が資本家社会で一般になるのは、やはり資本主義がある程度発展した段階であるということが出来る。銀行がこの先取り銀行券を発行するようになれば、取りも直さず銀行が利ザヤ商売から解放され、安定した高収益を保証されることを意味している。銀行はこのことによって、産業一般を常に上回る高利益・高利潤を達成できるのであり、このことが銀行の力を強化し、やがて銀行の「全能の支配者」への道を開くことになるのである。

第4節 Dグループ：非資本家階級の蓄蔵貨幣

近代的銀行業の本質を我々は既にとらえている。したがって、銀行業は何であるかという理論的把握を説明するには、これ以上何も必要ではない。しかし、歴史的に銀行業の生成を説くには、どうしてもここで述べる非資本家階級の蓄蔵貨幣にふれることが必要なのである。その理由は「金融論の研究(4)」で既に述べたが、一

言でいえば、資本主義の発生に原始的蓄積が必要のように銀行業の発生にもそれなりの発生史が必要だからである。

まず、私がDグループに分類した蓄蔵貨幣と銀行業との一般的な関係を考察しよう。Dグループも、準備金、出納金、そして積立金に分類しうる。しかし、非資本家階級は文字通り資本家ではないから、なんらかの事業を営んでいる訳ではない。ということは、事業の進行を円滑にするための準備金というのは必要ない。彼らが必要なのは、生活のための準備金であるが、生活を脅かすなんらかの危険には主に保険制度がこれに対応するので、結局、彼らの準備金はいったん分量的にはなりえない。同様に、出納金も、彼らの支配する全蓄蔵貨幣のなかに占める割合は大きくないであろう。彼らは商売をやっているのではなく、出納といっても、地代のような定期的かつ定額の収入と、そこから彼らの生活のための支出があるだけだからである。そこで重要なのは積立金であるが、注意すべきはこの場合の積立金の性質が資本家のそれとは異なっていることである。それは言わば目的のない積立金である。将来、何かに利用するという目的のない、ただいつまでも積み上げておいてそこから生まれる利子だけを目標にしているのである。だから、旧支配階級のこうした積立金は、銀行の成立する以前は、主に国債や年金に向かったのである。

さて、引き出される予定が殆どない蓄蔵貨幣というのが銀行にとって魅力的なのは言うまでもない。それは、出納金の底だまり部分などとは違って安定的な貸付源泉である。しかも旧支配階級の収入は主に地代収入と考えられるが、それは事前に予測しうるものである。私達が現在みることのできる地代の支払い方法（週払い、月払い）はかなり古いものであり、敢えて昔日の特徴を示せば収穫後の年払いである。だから、銀行がこれらの旧支配階級の出納業者（出納+金庫業）になっていれば、例の“先取り”の可能性はかなり高いものになる。この

ことは銀行業の収益を安定させるのに大いに貢献しうるであろう。資本家階級の蓄蔵貨幣の形成が充分でないとき、即ち、資本主義の初期の段階では、それは特に重要である。先に述べたように、一方で蓄蔵貨幣の供給が少なく他方で需要が多いという時に、問題の解決方法は「時間」と「空間」である。しかし、「時間」=先取りにしても、将来集まる預金という絶対的な制約がある。この将来の預金が資本家階級のそれに限られているのか、あるいは旧支配階級のそれにまで及んでいるかは、銀行の貸付資金供給能力を大いに異ならしめるであろう。

初期の銀行業は、その他階級・旧支配階級の蓄蔵貨幣を自らの育成のためにも必要とするのである。むしろ歴史は、旧支配階級の銀行（つまり前資本主義的な銀行）の一部から近代的銀行業が育っていったということを教えている¹³⁾。

しかし、旧支配階級の預金を集めるには問題がない訳ではない。一つは利子である。先に述べたように、旧支配階級の貨幣財産は利子生み資本として運用されている。これを銀行が吸収するためには利子を付けねばならず、しかもその際の利子は国債や年金との競争関係に立つことになるから、銀行にとっては一定のコストを要する。だから、銀行がこの種の預金に依存しているうちは、銀行の貸出金利も高位に維持せざるを得ない。要するにこの段階の銀行は、高利貸しと近代的銀行の中間に位置するのである。

旧支配階級の蓄蔵貨幣に関して、銀行は他の金融機関あるいは制度との競争関係において利子を付けてこれを集め、私が先に述べた銀行の第二の機能（期間と金額の調整…寄せ木細工の機能）を発揮して主に資本家に貸し出し、時

13) 日本では、多くの銀行が貴族・士族によって設立されている。周知のように「国立銀行」の成立史については、設立の主体となった人々によっていくつかの類型化がなされている。これまでの研究の詳しいサーベイについては次をみよ。加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』、東大出版会、1983年、第8章。

に、出納業務によって把握しうる旧支配者階級の将来の積立金を“先取り”して銀行券で資本家に貸し出すのである。しかし後者に関しては一つの問題がある。“先取り”機能を支えるもののひとつは銀行の準備金であるが、この準備金は資本家階級の準備金から形成される。しかし、それは発展の初期には充分なものではないのである。だから、結局のところ“先取り”は充分には展開しえないことになる。

さて、資本主義の発展とともに、旧支配者階級は徐々に没落し、彼らの蓄蔵貨幣の持つ社会全体の中での比重は低下してゆく。銀行は、資本家の蓄蔵貨幣を資本家に用立てるという近代的銀行業の本質を充分に示すようになり、自分の足で立つようになる。しかし、資本主義の発展は、資本家が他の階級の蓄蔵貨幣をアテにする次のステップを開くことになる。

一般に、資本主義の発展とともに社会全体の資本の有機構成は高度化するといえる。このことは、新しい産業（機械装置の比率の高い産業）の発生、旧産業からそういう産業への移行を伴って進行する。多くの資本家が高い利潤率に誘われて新しい産業分野に参入しようとする。ところが、新しい分野の機械装置はまだ一般化していないので比較的高価である。だから、資本の投資額は多くなる。それは彼らが過去に積み立てた拡大のための資金を越えて進むし、また減価償却基金の持つ意味も小さくなる。それは古い機械と同じ種類の新しい機械の購入のための資金であるが、今度、購入しようとしているのは新しい種類のしかも高価な機械である。そして、こうした古い産業から新しい産業への移行は一斉に生じる。日本のように、大企業の下に中小企業が何段にも重なって下請けピラミッドを構成している場合には尚更である。大企業の変容は、下請企業のそれを強制するからである。下請企業は、大企業・新産業の新しいニーズに応えようとして競って構造転換をする。

話しは横道にそれてしまったが、要するに資

本主義の発展過程中には資本家階級の蓄蔵貨幣が彼らの需要に追いつかない場合が何回か到来する。勿論、ここに至るまでに“先取り”＝時間的解決は盛んに行われるが、これとて無限の打出の小槌ではなく、周知のふたつの制約（将来の積立金と準備金）がある。将来の積立金はこれまでの資本の利潤量に依存している。そこで再び空間的解決が求められることになる。しかしもはや、その昔、資本が依存した旧支配者階級は影を薄くしている。結局、資本家の注目の中間階級に集まることになる。中間階級、即ち、自営業者、富裕な農民、労働者階級の上層部である。

彼らの蓄蔵貨幣も、準備金、出納金、積立金に分かれる。しかし、旧支配者階級について述べたのと同じ理由で、準備金はネガティブである。銀行は中間階級の出納業者となり、かつ彼らの積立金を預金として吸収してゆく。そしてここでも銀行の機能の主要なものは、第二の機能である。そして、第三の機能、“先取り”も中間階級の所得が定期的で安定していれば一定範囲（準備金の制約）で可能となる。

しかし、こうした銀行による中間階級への接近は無条件にできるのではない。預金の収集には利子を付けねばならず、その限りでは他の金融機関、金融手段との競争は避けられない。さらに銀行に課される問題がある。それは、中間階級の出納業者となりかつ彼らの積立金を握るには、銀行が支店網を形成しなければならないということである。銀行が資本家階級だけを相手にしているあいだは、支店網というのはあまり問題にならない。資本は原則として都市に立地するから、都市の拡大とともに幾つかの店舗は必要となっても、ある地域的な広がりを持った支店網の必要性はない。銀行が資本家以外の他の階級と接しようとする時はじめて支店網は必要となる。しかし、そうするにはコストと設備投資が必要なのであり、銀行資本はこれを勸

案しつつ支店網の拡大を進めることになる¹⁴⁾。

更に、銀行はこれまでとは違って比較的小口の預金を扱うことになるから、それなりの設備と人員を揃えなければならない。そこで出納管理などに一定の機械化が始まるのである。そして、こうしたことは来るべき銀行のコンピュータリゼーションを準備することになる。

＜補論＞銀行の大衆化

中間階級の下所得層、つまり、労働者や小農民などの蓄蔵貨幣と銀行との関係はどうなのであろうか。

労働者も、彼らの生活上の必要から貨幣の蓄蔵を必要とすることは言うまでもない。しかし、彼らは事業をするのではないから、我々が第一グループと呼ぶ準備金をもつことはない。

- 14) イギリスの銀行の支店網の形成の様子を、ミッドランド銀行の例でみると次のようになっている。

ミッドランド銀行の支店組織*

年次	支店開設	合同によってふえた支店数	支店閉鎖	期末支店数
1836—79	1	2	—	3
1880—89	16	8	—	27
1890—99	111	149	8	279
1900—1909	135	247	3	658
1910—19	274	517	5	1,444
1920—29	691	—	91	2,044
1930—34	126	—	60	2,110

※Crick and Wadsworth: A Hundred Years of Joint Stock Banking. p. 333.

T. バロー、西村・藤沢訳『英国の金融制度』、法政大学出版局、1964年、P. 14の第5表を転載。

日本の場合、三井銀行を例にとると、設立以来、支店政策に拡大・縮小の波は何度かあるものの本格的拡大は昭和10年代以降である。昭和12年に24行であったものが、東京地方を中心に支店が次々と開設され、昭和18年には47行になっている。上のミッドランド銀行の表でわかるように、イギリスでは1920年までに支店数の成長は止まっているから、日本より10年～20年先行していることになる。三井銀行の支店政策については、本間靖夫「明治期都市大銀行の支店制度」、高橋泰蔵監修『産業革命期の金融』、東洋経済新報社、1984年所収、を参照のこと。

彼らの生活を乱す突然の出来事には積極的に保険制度で、消極的には社会福祉で対応する。これに対して、それほど額は多くないが出納金を持つ必要はある。そして彼らの出納金の動きは資本家のそれのように日々出たり入ったりではなく、ある時にまとまって入ってしばらくは徐々に出てゆくというものである。賃金の支払い形態が、日払いから週払い、そして月払いになるに及んでこの傾向は定着する。ということは、彼らの出納金の増減は、資本家のそれのようにランダムではなく、一定の周期性をもち、それだけに底だまりの形成具合の把握も容易になる。

労働者も将来に向けて様々な生活設計をしなければならない。だから、積立金は、彼らにとっても必要である。そして、やはり、賃金が安定した月払いになることで、将来の積立金の把握も銀行にとっては容易になる。今、労働者Aが毎月20日に20万円の賃金を受け取り、これを銀行振り込みにしたとしよう。そして、各種の公共料金もここから引き落とすことにしたとしよう。つまり、彼は銀行を彼の出納役に任命したのである。彼は生活費を徐々に引き出し、次の給料日までの生活をつなぎ、毎月19日に残高として残ったものを貯蓄にまわす。こうなると、出納金についてはかなりはっきりした増減パターンができるし、また積立金も周期的に、しかも毎月一定の期日に形成されることになる。一度、銀行が給与労働者の出納役になってしまうと、銀行は安定的なしかも予測しやすい貸付けの元金を得たことになる。一定日に毎月支払われる給料のうち大体いくらが積立てられるということをも予測しうるから、“先取り”はかなり容易になる。だから、一見、銀行の労働者への接近は良いことづくめのようなのである。しかし、そうなるには幾つかの条件がある。

ひとつは銀行の側にある。まず、労働者の出納役になるということは、非常に小口の貨幣を出し入れすることであり、なかなか採算のとれることではないのである。又、積立金というも

のやはり小口であり、集める手間を利鞘で賄うには相当のコスト削減を条件とする。

元来、労働者の預金は、それが小口であるが故に近代的銀行業の対象とはなりえなかった¹⁵⁾。しかし、労働者の側は、自らの貨幣の預かり手を必要とし、時には生活費や住宅の建設費を借入する相手が必要であるから、ここにそういう事を専門に扱う金融機関、いわゆる庶民金融機関が成立することになった。これらの機関は、社会政策の展開の中で形成される¹⁶⁾。

出納に比べれば、積立金を集める方はそれ程の費用はかからない。もちろん支店網は必要になるが、これらは既に中間階級を引き付けると

- 15) 特にこの傾向が強いのはアメリカの商業銀行、特にニューヨークのセンター銀行である。コンプトンは次のように言っている。

「商業銀行の歴史を通じて、アメリカの銀行は、本質的にホールセールの性格が強かった。あらゆるタイプの顧客に広範なサービスを提供する、いわゆる銀行支店のネットワークは、第二次大戦後まで大規模には存在しなかった。平均的な労働者は、潜在的な顧客とは考えられておらず、銀行業のはこきさは、もっぱら企業、政府機関、コルレス銀行に向けられ、そこから預金を獲得・滞留させ、これら資金を貸出しや投資に向けて年間の収入をえていた。今日、数百の支店をきりまわし、あらゆるタイプの顧客に広範なサービスを行う銀行を見なれている者にとって、こうした広範なリテイル銀行業の出現が、比較的最近の出来事であることを知るのには驚きであろう。」(E. N. コンプトン、楠木訳『銀行革命の新潮流』、経洋経済新報社、1985年、P. 101.)

ついでに言えば、現在ではニューヨークのセンター銀行は、バンカーズ・トラストやモルガンのようにホール・セール型に戻ったものと、シティ・コープのようにリテイルに積極的なグループのふたつに分かれている。

- 16) 日本の庶民金融機関は明治後期から大正初期にかけて、農民・労働運動の高まりを反映して、次々と整備されていった。次を見よ。

「しかし、社会問題の深刻化、労働・農民運動の高揚は、右のようなさまざまな障害があったにせよ、政府に社会政策の早急な実施を迫った。かくて農業・中小商工業・庶民金融機関関係法は、…産業組合法の改正、無尽業法の制定等を皮切りに、大正中期から昭和初期にかけて次々に立法化されていったのである。」

(渋谷隆一編『大正期 日本金融制度政策史』、早稲田大学出版部、1987年)。

きにその第一歩を踏み出している。ここで決定的な役割を演ずるのが、コンピュータ・システムの導入に代表されるエレクトロ・バンキングである。先程、例で述べた、給与の振り込みや各種支払いの自動化などはすべて銀行業の機械化の賜物であり、その極めつけはカード化である。コンピュータ化によって初めて銀行は労働者の出納役になっても採算が合うようになったのである¹⁷⁾。

労働者の側の条件もある。それは、彼らが銀行が対象としうるほどある程度まとまった額の積立金を形成するようになるということである。労働者に積立金という種類の蓄蔵貨幣を許す根源は高賃金であり、それは先進諸国では特に一般的となる¹⁸⁾。

要するに、一方で労働者の中間階級化が、他方で銀行の出納・預金吸収システムのイノベーションが同時進行すると、資本によって生み出された資本の機構であるはずの銀行が“大衆の銀行”になるのである。

よく近代経済学では、家計が貯蓄をし、企業がこれを使う、同じことだが家計の黒字、企業の赤字ということを言い、この仲介者が金融機関であるかのごとく描くのであるが、これは現在、我々の目の前にある極めて発展した事象をそのまま理論化しようとするからである。この

- 17) ATMの導入については、先に引用したコンプトンが次のように言っている。

「今までに導入された EFTS の中で最も成功をおさめた機械は、消費者が最もなじんでいる自動現金出納機(ATM)である。爆発的という言葉は、このATMの発展を描くために、ことさら使用されたといっても過言でない。」(コンプトン、前掲書、P. 196)。

ATMで銀行がどれくらいコストを削減したか? 「ATMを使用した時のコストは、概して、窓口の手作業時の取引コストに比べれば半分ですむ。たとえば、1981年、クロッカー・ナショナル銀行は、ATMのコストが0.26ドル、窓口のコストが0.55ドルであると発表した。」(同上書、P. 197)。

- 18) 先進国での高賃金が一時的になるのは、国際価値論の帰結であるが、これについては村岡俊三『世界経済論』、有斐閣、1988年、第3章参照。

やり方では、資本の創造物としての銀行の本質が示せないのは当然である。

銀行の大衆化は様々な結果をもたらす。第一の帰結は、銀行の貸出能力が大幅にアップするということである。労働者の出納金というのは、結局のところ、資本家の支出する可変資本であるから、銀行は巨大な資金を自己の業務に取り込むことを意味する。しかも、この場合の出納金の底だまりの形成は資本家のそれと比べて把握しやすいのである。さらに、出納金の扱いに関しては、次の積立金で述べるような他の金融機関・金融手段との競争が無いのである。銀行がいわゆるペイメント・システム¹⁹⁾の改善に努力し、エレクトロ・バンキングに多大な投資をするのはこの出納の仲介者という“独占”的地位を確保するためでもあるのである。

積立金についてみてみよう。利子が一般化すれば、それは労働者にとっても存在するのであり、彼らの積立金を集めようとすれば、当然に銀行の利子を支払わなければならない。そして利子を払って他人の貨幣を集めることは、一定の社会的信頼さえあれば可能なのであるから、ここにその他の金融機関・金融手段との競争は避けられないものとなる。

銀行の労働者の積立金への対応は二つ考えられる。一つは積立金が現実には銀行に預金されてから貸付ける方法であり、この際に発揮される機能は私が銀行の第二の機能と呼ぶものであ

る。もう一つは“先取り”である。先に述べたように、賃金の支払い形態が月払いになり、経済状態が安定していれば“先取り”は比較的容易である。ここでの問題は次の二つである。一つは、先取りを支える準備金であり、もう一つは、先取りの失敗につながる（つまり将来の預金の獲得に失敗する）他の金融機関・金融手段との競争の存在である。特に問題なのは後者である。もともと、労働者の預金を集める機関として庶民金融機関があるのであり、まず、これらとの競争は避けられない。最近の郵便貯金問題や、都市での大銀行による中小金融機関の圧迫を見れば明らかである。また、債券市場の発展も銀行の競争の対象となる。

結局、銀行が空間的広がりだけで満足するか、空間的広がりをもさらに時間軸を使って拡大するかは、貸付けへの需要の状況、競争の状態という外的条件と、銀行が労働者の出納業者としてどこまで彼らの積立金を把握できるかという内的条件の双方に掛かっている。そしてどちらにしろ、銀行の処理しうる貸付資金の総量は飛躍的に増大するのである。

一方で銀行の貸出能力は急増し、他方で大企業を中心に資金需要が減少すればいわゆる“金余り”現象は今日の必然事であろう。

（本稿は、昭和62-63年度文部省科学研究費総合研究(A)（代表研究者 村岡俊三）に基づく研究成果である。）

19) 最近の決済制度の急速な発展とそれへの銀行の対応を紹介したものとしては次を参照されたい。
松尾・江頭共著『決済革命』、日本経済新聞社、1987年。